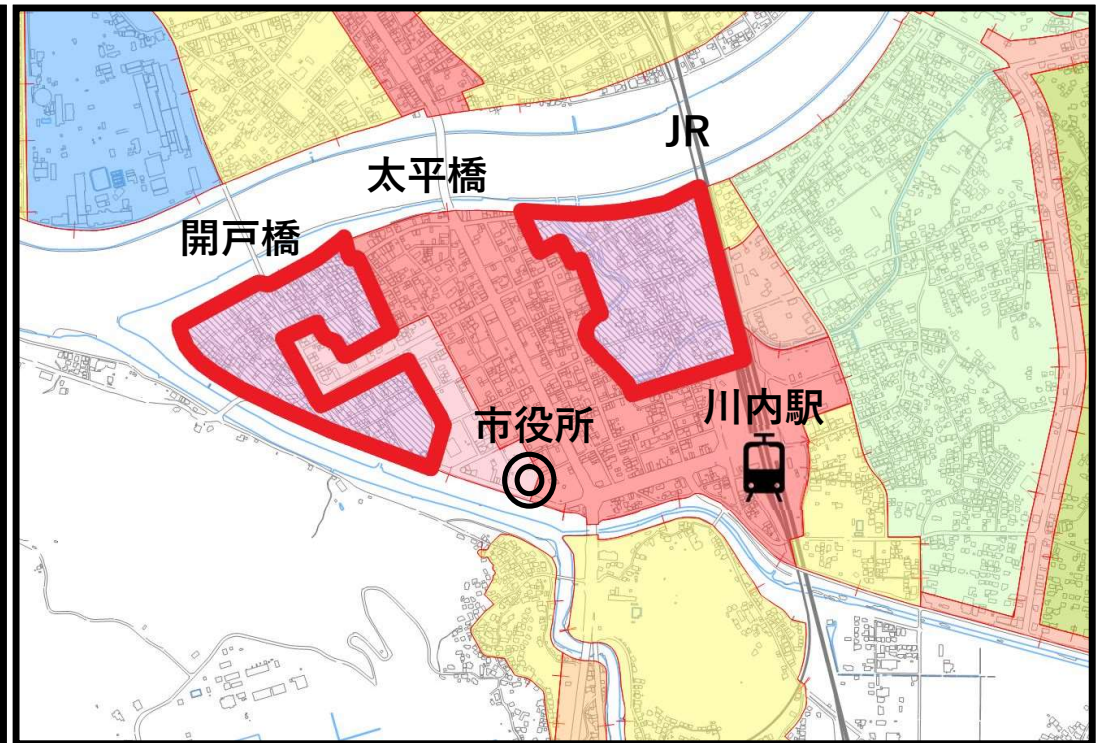
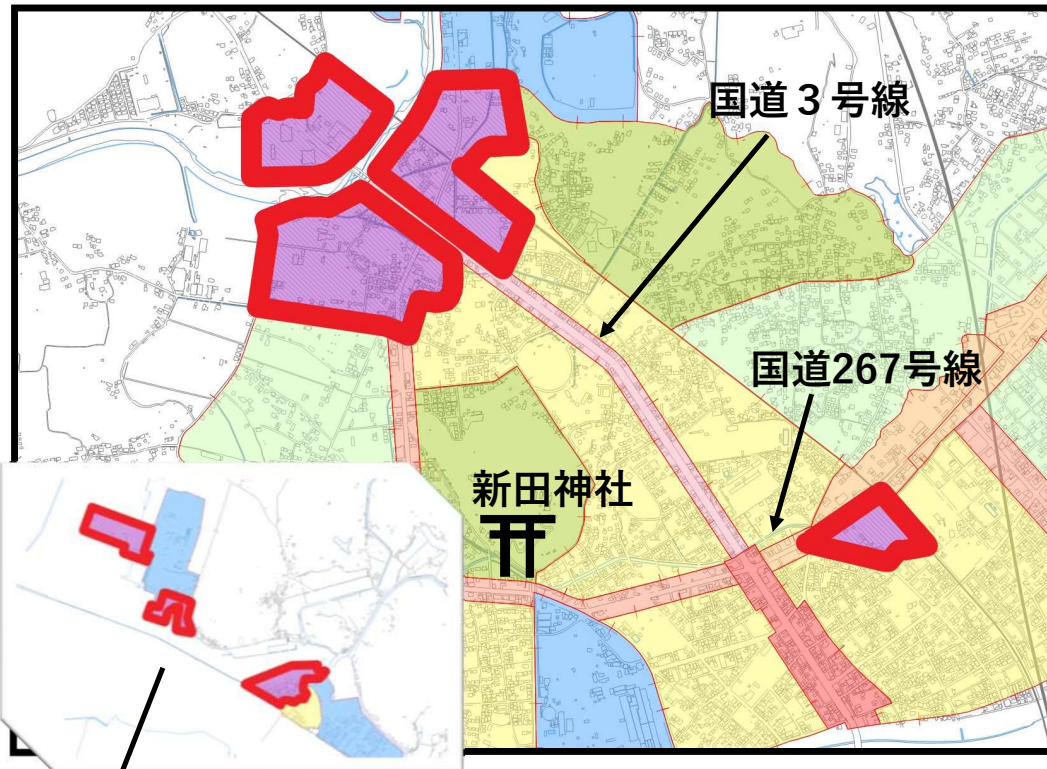


# 特別用途地区の位置

特定建築物制限地区

複合系市街地形成促進地区



川内港周辺

※市HPの地図情報サービスでもご確認いただけます。

# 特別用途地区の制限内容について

法：建築基準法

	特定建築物制限地区	複合系市街地形成促進地区
制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	1.法別表第2（へ）項第2号、第3号、第5号及び第6号に掲げる建築物 2.法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げる建築物

# 特別用途地区の制限内容の例

	特定建築物制限地区	複合系市街地形成促進地区
制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの。	<ul style="list-style-type: none"><li>●劇場、映画館等</li><li>●倉庫業を営む倉庫</li><li>●店舗、飲食店等で、床面積の合計が1万㎡を超えるもの</li><li>●工場（危険性や環境悪化のおそれ非常に少ないものを除く）</li><li>●危険物の処理・貯蔵施設（量の非常に少ないものを除く）</li></ul>

※詳細は建築住宅課（内線3643）にお問い合わせください。